平成２３年（フ）第１３号
千葉県市川市本北方３丁目３番８号マリソール102
債務者　大塚　正之
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２９１号
千葉県市川市富浜３丁目４番２―102号メゾンドカカウェット、破産手続申立時の住民票上の住所千葉県山武郡九十九里町片貝995番地
債務者　斉藤　和幸
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第１１号
千葉県銚子市春日町2555番地　県営住宅２―102号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２２０号
岐阜県多治見市大畑町大洞31番地の68
債務者　竹内　直彦
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第９号
静岡県駿東郡清水町徳倉510番地
債務者　橋本　芳弘
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２０号
静岡県田方郡函南町大土肥80番地の１、前住所静岡県三島市安久657番地の７　クエスト遠藤Ａ―102
債務者　今井いそ子
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７５６号
愛知県春日井市東野町10丁目３番地１　雇用促進住宅東野宿舎４号棟305号室
債務者　平田　伸子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４７号
愛知県大府市江端町４丁目３番地　ブリリアントアンジュ２号館101号、申立時の住所愛知県刈谷市宝町３丁目３番地６　サンマンションアトレ刈谷204号
債務者　山本　政秀
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
愛知県知立市八ツ田町曲り31番地１　エイトファーム知立Ｇ棟101号、住民票上の住所愛知県名古屋市緑区黒沢台４丁目111番地　マンション緑黒石Ｃ棟100号
債務者　関谷　　舞
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
愛知県岡崎市上里３丁目５番地８　マンションなごみ302
債務者　高橋　洋子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４１号
愛知県半田市岩滑中町１丁目13番地　エスケア半田、住民票上の住所愛知県碧南市鶴見町２丁目120番地
債務者　林君子こと　李　　君子
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
京都府南丹市園部町小山東町今北18番地８
債務者　豊西　輝行
1　決定年月日時　平成23年２月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第８号
宮崎県都城市下長飯町1871―２、住民票上の住所鹿児島県西之表市鴨女町132番地
債務者　油田真由美
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２５号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目32番61号渕脇アパート203号
債務者　松田　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月11日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第３９４０号
札幌市厚別区厚別西１条４丁目６番５―112号
債務者　佐藤　香織
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３９８７号
札幌市白石区北郷６条４丁目８番18―1001号
債務者　大嶋　　忍
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４１６６号
札幌市手稲区明日風４丁目13番10号
債務者　目黒　耕平
1　決定年月日時　平成23年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月12日まで　札幌地方裁判所民事第４部